



証券コード：5368

第78回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
受付開始午前9時20分

開催場所 大阪市中央区南船場4丁目2-4
日本生命御堂筋ビル12階
ハートンホール日本生命御堂筋ビル
「コスモス」

**議案及び
参考事項**

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役10名選任の件
第3号議案	監査役4名選任の件
第4号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案	退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株主の皆様へご案内

当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本インシュレーション株式会社

(証券コード5368)
2023年6月7日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目18番17号
日本インシュレーション株式会社
代表取締役社長 吉 井 智 彦

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第78回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下
のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト [https:// www.jic-bestork.co.jp](https://www.jic-bestork.co.jp)

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「IR資料」を
順にご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイ
トにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本インシュレー
ション」又は「コード」に当社証券コード「5368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄
よりご確認ください。)

また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら
株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日(木)午後5時30分までに議決権を行使して
いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|--|---------------------|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月23日(金曜日) | 午前10時（受付開始 午前9時20分） |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区南船場4丁目2-4
日本生命御堂筋ビル12階
ハートンホール日本生命御堂筋ビル「コスモス」
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。) | |

3. 目的事項 報告事項

1. 第78期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

4. 株主総会資料の電子提供制度の開始について

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料(※1)の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトアクセスしていただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

(※1) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告を指します。上記の法改正にかかわらず、本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に従前どおり書面でお送りさせていただきます。

なお、次回以降の株主総会にかかる株主総会資料につきましては、一部の内容を除き、書面交付請求をされた株主様に限り、書面でお送りする予定です。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(※2)には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(※2)は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、[その他業務の適正を確保するための体制]

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、[連結注記表]、計算書類の「株主資本等変動計算書」、[個別注記表]

(※2) 本定時株主総会においては、上記4. に記載の通り、書面交付請求の有無に関わらず、一律にお送りしております。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、株主様の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日はささやかながら来場特典をご用意する予定です。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使の方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後 5 時30分受付まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後 5 時30分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前 10 時

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに**、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株主様にご覧いただきたいこと

事前動画配信のご案内

招集通知の内容を、
事前に動画で、より簡単に、分かりやすく。

招集通知の事業報告の内容について概要をまとめた動画を配信しています。
株主の皆様にお伝えしたい内容を、音声と動画でさらに分かりやすく
解説しておりますので、ぜひ下記アクセスページよりご覧ください。

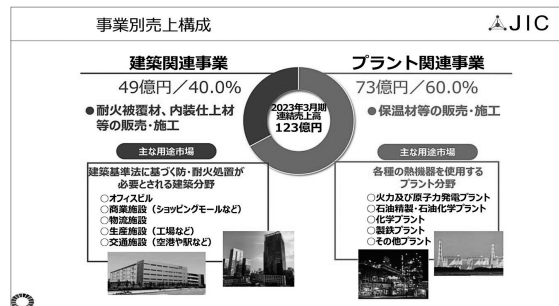
動画公開日：2023年6月9日(金曜日)

事業報告

当年度の事業報告について、概要を分かりやすくまとめました。

本冊子では32頁以降に記載しております

ご視聴イメージ



動画ページはこちらから

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくか、下記のサイトにアクセスいただく
ことで、動画をご覧いただくことができます。

<https://www.jic-bestork.co.jp/ir/irnews/>



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金37円 総額319,727,545円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名（うち、社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬等検討委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当等	属 性
1	おおはし 大橋 健一	取締役会長	再 任
2	よし 吉 井 ともひこ 彦	代表取締役社長	再 任
3	み 三 宅 せつお 生	常務取締役管理本部本部長	再 任
4	なか の 中 野 つよし 強	取締役技術本部本部長	再 任
5	お の でら かず や 小野寺 一 也	取締役建築事業部事業部長	再 任
6	おか ひで ゆき 岡 秀 幸	取締役生産事業部事業部長	再 任
7	むら なか とし や 村 中 俊 哉	取締役	再 任 社 外 独 立
8	うえ だ やす じ 上 田 保 治	取締役	再 任 社 外 独 立
9	うち むら りょう こ 内 村 涼 子	取締役	再 任 社 外 独 立
10	ちん 陳 へき れい 碧 玲	—	新 任 社 外 独 立

候補者の属性

新 任 新任取締役

再 任 再任取締役

社 外 社外取締役

独 立 独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
1	 おお はし けん いち 大 橋 健 一 (1951年7月27日生) 【再任】 取締役在任期間 29年（本総会終結時） 取締役会出席状況 19回/19回(100%)	1974年4月 当社入社 1994年6月 当社取締役プラント営業本部副本部長 2001年4月 当社取締役営業本部統括部長 2002年6月 当社常務取締役営業本部統轄 2005年6月 当社専務取締役営業本部本部長 2006年4月 当社代表取締役社長 2014年9月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 会 長兼務 2017年4月 当社代表取締役会長 2021年4月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) なし	475,331株
取締役候補者とした理由 長年に亘る経営者としての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、当社の企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
2	 よし い とも ひこ 吉 井 智 彦 (1956年7月6日生) 【再任】 取締役在任期間 17年(本総会終結時) 取締役会出席状況 19回/19回(100%)	1979年4月 当社入社 1998年3月 当社プラント営業本部営業1部長 2001年4月 当社営業本部営業開発部部长 2005年4月 当社執行役員営業本部営業推進統轄 2006年4月 当社執行役員営業本部副本部長 2006年6月 当社取締役営業本部副本部長 2007年4月 当社取締役営業本部本部長 2011年4月 当社取締役プラント事業部事業部長 2012年6月 当社常務取締役プラント事業部事業部長 2016年6月 当社専務取締役プラント事業部事業部長 2016年10月 当社専務取締役 2017年4月 当社代表取締役社長(現任) 2021年4月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 会 長兼務(現任) (重要な兼職の状況) JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長	73,000株
取締役候補者とした理由 長年に亘る当社プラント事業部のトップとしての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、当社の社長として企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
3	 み や け せ つ お 三 宅 節 生 (1958年8月30日生) 【再任】 取締役在任期間 16年（本総会終結時） 取締役会出席状況 13回/19回(68%)	1982年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社岐阜工場工場長 2001年 1 月 当社北勢工場工場長 2005年 4 月 当社執行役員生産事業部副事業部長 2006年 4 月 当社執行役員生産事業部事業部長 2007年 6 月 当社取締役生産事業部事業部長 2016年 6 月 当社常務取締役生産事業部事業部長 2018年 1 月 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 管掌兼務 2020年 4 月 当社常務取締役兼生産事業部管掌 2020年 6 月 当社常務取締役管理本部本部長（現任） (重要な兼職の状況) なし	38,000株
取締役候補者とした理由 長年に亘る当社生産事業部のトップとしての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、今後も当社の企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
4	 なか の つよし 中 野 強 (1963年12月22日生) 【再任】 取締役在任期間 3年（本総会終結時） 取締役会出席状況 19回/19回(100%)	1987年 4 月 住友化学工業株式会社（現：住友化学株式会社）入社 2015年 4 月 住友化学株式会社情報電子化学品研究所 上席 研究員 研究グループ（エピタキシャル開発） グループマネージャー 2017年 4 月 住華科技（股）有限公司出向 専案協理 2020年 2 月 当社出向、技術統轄（生産事業部技術部・商品 技術研究所管掌） 2020年 4 月 当社技術本部本部長 2020年 6 月 当社取締役技術本部本部長（現任） （重要な兼職の状況） 住友化学株式会社大阪本社所属	1,100株
<u>取締役候補者とした理由</u> 住友化学株式会社における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を有し、当社の研究開発事業を統括する技術本部本部長として、これらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
5	 お の で ら か ず や 小 野 寺 一 也 (1961年7月14日生) 【再任】 取締役在任期間 3年（本総会終結時） 取締役会出席状況 19回/19回(100%)	1983年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社参事建築事業部副事業部長兼関東支社長 2017年 4 月 当社参事建築事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役建築事業部事業部長（現任） (重要な兼職の状況) なし	4,000株
<u>取締役候補者とした理由</u> 長年に亘る当社建築事業部における豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の建築事業部門を統括する建築事業部事業部長として、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
6	 おか ひで ゆき 岡 秀 幸 (1970年2月17日生) 【再任】 取締役在任期間 1年（本総会終結時） 取締役会出席状況 14回/14回(100%)	1991年 4 月 当社入社 2020年 3 月 当社参事生産技術研究所部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.社長 2022年 4 月 当社参事生産事業部事業部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌 2022年 6 月 当社取締役生産事業部事業部長兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. 管 掌（現任） (重要な兼職の状況) なし	1,000株
取締役候補者とした理由 長年に亘る当社生産事業部における豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の生産部門を統括する生産事業部事業部長として、当社の企業価値の向上に寄与できると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
7	 むら な か と し や 村 中 俊 哉 (1960年3月15日生) 【再任】 独立社外取締役候補者 <u>取締役在任期間</u> 6年(本総会終結時) <u>取締役会出席状況</u> 18回/19回(95%)	1985年 4 月 住友化学工業株式会社（現：住友化学株式会 社）入社 2000年10月 住友化学工業株式会社農業化学品研究所 主席 研究員 2001年 4 月 理化学研究所植物科学研究センターバイオケミ カルリソース研究チーム チームリーダー 2007年 4 月 横浜市立大学木原生物学研究所 教授 2010年 5 月 大阪大学大学院工学研究科 教授（現任） 2013年 4 月 理化学研究所 環境資源科学研究センター 客 員主管研究員（現任） 2017年 6 月 当社取締役（社外）（現任） 2020年11月 大阪大学先導的学際研究機構 教授（現任） （重要な兼職の状況） 大阪大学大学院工学研究科教授（兼）大阪大学先導的学際 研究機構教授（兼）理化学研究所 環境資源科学研究セン ター 客員主管研究員	104,544株
	<u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u> 大阪大学等における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を基に、当社の商品開発・技 術開発分野、生産部門等への的確な指導・助言等を行っていただいています。今後もこれらの高い見 識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願い するものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありません が、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこ と並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、 客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。 なお、同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準（以下、「独立性基準」という。）」 に照らし、独立性には問題ないものと考えております。 社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
8	 う え だ や す じ 上 田 保 治 (1952年3月10日生) 【再任】 独立社外取締役候補者 取締役在任期間 5年（本総会終結時） 取締役会出席状況 18回/19回(95%)	1974年 3 月 国土計画株式会社入社 1982年 7 月 西武建設株式会社入社 2007年 6 月 西武建設株式会社執行役員多摩川事業部長 2010年 2 月 多摩川開発株式会社代表取締役社長 2017年 3 月 多摩川開発株式会社代表取締役退任 2018年 6 月 当社取締役（社外）（現任） (重要な兼職の状況) なし	2,000株
<u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u> 多摩川開発株式会社等における長年に亘る企業経営の経験と高い見識を有しており、大所高所からの当社経営に対する指導・助言を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与するものと判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。 また、同氏が選任された場合には、筆頭独立社外取締役としての職務を果たしていただくこと、経営諮問委員会の委員長として経営全般に関する助言をいただくこと、指名・報酬等検討委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくこと並びに経営審議会の取締役委員として従業員の生活向上等の審議に関与いただくことを予定しております。 なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
9	 うち むら りょう こ 内 村 涼 子 (1979年8月12日生) 【再任】 独立社外取締役候補者 取締役在任期間 2年(本総会終結時) 取締役会出席状況 19回/19回(100%)	2012年12月 司法修習終了 日比谷ともに法律事務所入所 2020年 6 月 日比谷晴海通り法律事務所設立 (代表) (現任) 2021年 6 月 当社取締役 (社外) (現任) (重要な兼職の状況) 日比谷晴海通り法律事務所代表	0株
<u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u> 弁護士としての長年に亘る豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。 なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。 社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
10	 ちん へき れい 陳 碧 玲 (1958年5月28日生) 【新任】 独立社外取締役候補者	2010年3月 Q Arch Co.,Ltd. 社長 2014年3月 Dazhou Yachting Co.,Ltd. コンサルタント 2018年3月 Earth Green Building Materials Co.,Ltd.コ ンサルタント (重要な兼職の状況) なし	0株
<u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u> 長年に亘る建築関連の企業経営（台湾）と国際ビジネスにおける経験と高い見識を有しており、当社の海外事業に対する指導・助言を通じ、当社の企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものです。 また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。 なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。			

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と候補者 村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、陳碧玲氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 村中俊哉氏、上田保治氏、内村涼子氏及び陳碧玲氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、陳碧玲氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、取締役を含む被保険者が職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 経営諮問委員会は、当社を取り巻く経営課題について大所高所から審議し、取締役会に対し提言する会議体であり、社外取締役及び監査役から構成されています。

6. 指名・報酬等検討委員会は、取締役及び監査役の指名、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るために設けられた取締役会の諮問機関であり、社外取締役、会長及び社長から構成されています。
7. 経営審議会は、従業員の生活向上等に関する審議、答申、提案を行う取締役会・経営会議の諮問機関であり、議長（取締役）、取締役委員、社員委員等から構成されています。
8. 社外役員の独立性に関する判断基準
社外役員の独立性について、以下の判断基準を設けています。
当社における社外役員のうち、以下の各号の定める要件のいずれにも該当しない場合には、原則として、当社と重大な利害関係がないものとみなし、独立性を有するものと判断されるものとする。
 - ① 当社及び当社グループ会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（社外取締役を除く取締役及び従業員（名称の如何を問わず当社グループと雇用関係にある者））
 - ② 当社グループの主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 1) 当社グループに製品又はサービスを提供している取引先、又は当社グループが製品又はサービスを提供している取引先のうち、直近に終了した3事業年度のいずれかにおいて、取引総額が当社連結売上高の2%を超える者又は当社グループへの売上高が当該会社の連結売上高の2%を超える者
 - 2) 当社グループのメインバンクである金融機関
 - ③ 当社グループが取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社の業務執行者
 - ④ 当社グループから役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家（但し個人）のうち、直近に終了した事業年度において、当社グループからの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者
 - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属し監査業務を担当する者
 - ⑥ 当社グループと取引のあるコンサルティング会社、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体（但し⑤を除く）のうち、直近に終了した3事業年度における当社グループへの年平均売上高が当該団体の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属するコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家
 - ⑦ 当社の株主のうち、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
 - ⑧ 当社グループが株式を保有している会社のうち、直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループが直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付、融資等を行っている団体の理事その他の業務執行者
 - ⑩ 就任前10年間のいずれかの時期において上記①に該当していた者、並びに直近の3年間のいずれかの時期において上記②ないし⑨に該当していた者
 - ⑪ 次のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - 1) 上記①ないし⑩に掲げる者（但し、⑤及び⑥における「所属する者」には、「重要な業務執行者及び弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者」でない者を含まず、また「業務執行者」には部長職相当未満の者を含まない。）
 - 2) 直近の1年間のいずれかの時期において当社グループの業務執行者（但し部長職相当未満を除く）に該当していた者
 - ⑫ ①～⑪に該当しない場合でも、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないとはいえない場合

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

候補者 番 号	氏 名	専門性と経験						
		企業経営 経営戦略	財務・会計	生産・研究開発・ 新規事業開発	海外事業	法務・コンプ ライアンス	営業	サステナ ビリティ
1	大 橋 健 一	○					○	○
2	吉 井 智 彦	○			○		○	○
3	三 宅 節 生			○		○		
4	中 野 強			○	○			
5	小野寺 一 也						○	
6	岡 秀 幸			○	○			
7	村 中 俊 哉			○				○
8	上 田 保 治	○						
9	内 村 涼 子					○		
10	陳 碧 玲	○			○		○	

(ご参考) 執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される定時取締役会において選任予定である、取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏 名	専門性と経験						
	企業経営 経営戦略	財務・会計	生産・研究開発・ 新規事業開発	海外事業	法務・コンプ ライアンス	営業	サステナ ビリティ
小畑 健雄	○	○			○		○
金子 一郎	○		○				○
関野 武史						○	○
中西 浩之		○		○			

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各項目	選定理由
企業経営・経営戦略	取締役会に期待される、経営を監視する役割及び経営の明確な方向性を示す役割を果たすため、企業経営・経営戦略に関する知識・経験が必要である。
財務・会計	確かな財務報告の作成により経営の健全性を図っていくため、財務・会計に関する知識・経験が必要である。
生産・研究開発・新規事業開発	当社製品へのお客様の信頼を維持・向上し、また新たな事業の柱の構築を推進していくため、生産・研究開発・新規事業開発に関する知識・経験が必要である。
海外事業	当社の今後の企業価値の向上には事業のグローバルな展開が不可欠であることから、海外事業に関する知識・経験が必要である。
法務・コンプライアンス	今後の新規事業展開や海外展開のためにも法務に関する知識・経験が益々不可欠であり、またリスク管理ひいてはサステナビリティ経営の推進のためにはその基盤となるコンプライアンスに関する知識・経験が必要である。
営業	国内及び海外において、更なる顧客層の拡大を図っていくために、営業やマーケティングに関する知識・経験は不可欠である。
サステナビリティ	既存事業の枠を超えて、世界の脱炭素の流れに乗り変革を行っていくためには、サステナビリティ或いはESGに関する視点が必要である。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名（うち、社外監査役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
1	 やま した とも ゆき 山 下 智 之 (1963年3月18日生) 監査役在任期間 7年(本総会終結時) 取締役会出席状況 19回/19回(100%) 監査役会出席状況 13回/13回(100%) 【再任】 独立社外監査役候補者	1985年4月 日本開発銀行（現・株式会社日本政策投資銀行）入行 2012年4月 株式会社TOKAIホールディングス マーケティング本部 調査分析室長 2016年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.監査役	8,000株
<u>社外監査役候補者とした理由</u> 長年に亘る日本政策投資銀行等における金融面に関する豊富な経験と高い見識を有しており、今後も当社経営を監督する立場から当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の監査役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。また、社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
2	 なか の ひで お 中 野 英 雄 (1950年7月22日生) 監査役在任期間 5年 (本総会終結時) 取締役会出席状況 19回/19回(100%) 監査役会出席状況 13回/13回(100%) 【再任】	1974年 4 月 株式会社三和銀行（現・三菱UFJ銀行）入行 2006年 8 月 当社入社、監査室室長 2006年12月 当社管理本部総務部部长 2010年 6 月 当社取締役管理本部総務部部长 2018年 6 月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） なし	25,000株
	<u>監査役候補者とした理由</u> 長年に亘る当社管理本部総務部部长としての豊富な経験と高い見識を有しており、今後も当社経営を監督する立場から当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の監査役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
3	 たけ だ ひで ひこ 武 田 英 彦 (1959年12月7日生) 監査役在任期間 2年(本総会終結時) 取締役会出席状況 19回/19回(100%) 監査役会出席状況 13回/13回(100%) 【再任】 独立社外監査役候補者	1986年 9 月 太田昭和監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）入所 1989年 2 月 公認会計士登録 1991年10月 税理士登録 1995年 1 月 太田昭和監査法人 退所 公認会計士武田英彦事務所開設（現任） 2021年 6 月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士武田英彦事務所代表 株式会社キーエンス 社外監査役	0株
社外監査役候補者とした理由 公認会計士・税理士としての長年に亘る豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。また、社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普 通 株 式 数
4	 あ い ま せい ぞう 相 間 靖 三 (1956年8月19日生) 【新任】 独立社外監査役候補者	1982年4月 株式会社クラレ入社 1985年12月 株式会社クラレ退社 1986年1月 相間良造税理士事務所入所 1988年12月 税理士試験合格 1990年9月 相間靖三税理士事務所開業 2005年9月 中央税理士法人 代表社員（現任） (重要な兼職の状況) 中央税理士法人 代表社員	0株
社外監査役候補者とした理由 税理士としての長年に亘る豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、新たに当社の社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。			

- (注)
- 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 当社と山下智之氏、武田英彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、相間靖三氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 山下智之氏、武田英彦氏、相間靖三氏は社外監査役候補者であります。
当社は、山下智之氏及び武田英彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、相間靖三氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、監査役を含む被保険者が職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 監査役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

候補者 番号	氏 名	専門性と経験			
		企業経営 経営戦略	財務・会計	サステナ ビリティ	法務・コンプ ライアンス
1	山 下 智 之	○	○	○	
2	中 野 英 雄	○	○		○
3	武 田 英 彦		○		
4	相 間 靖 三		○		

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各項目	選定理由
企業経営・経営戦略	監査役会に期待される、取締役の職務の執行の監査等を行う役割を果たすため、企業経営・経営戦略に関する知識・経験が必要である。
財務・会計	確かな財務報告の作成により経営の健全性を図っていくため、財務・会計に関する知識・経験が必要である。
サステナビリティ	既存事業の枠を超えて、世界の脱炭素の流れに乗り変革を行っていくためには、サステナビリティ或いはESGに関する視点が必要である。
法務・コンプライアンス	今後の新規事業展開や海外展開のためにも法務に関する知識・経験が益々不可欠であり、またリスク管理ひいてはサステナビリティ経営の推進のためにはその基盤となるコンプライアンスに関する知識・経験が必要である。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は、2006年6月27日開催の第61回定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に對し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠の枠内で、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象役員」といいます。）に對し、新たに報酬として譲渡制限付株式を付与することにつきご承認をお願いするものであります。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠の枠内で、対象役員に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。

1. 本制度の概要

当社は、本制度に基づき、対象役員に對して、原則として毎年、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象役員から当該金銭報酬債権の全部の現物出資を受けることで、当社の普通株式の発行又は処分をするものです。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利にならない範囲において取締役会において決定いたします。また、各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

2. 対象役員に付与する譲渡制限付株式に関する事項

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

- （１）対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- （２）対象役員が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（１）のいずれの地位も喪失した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- （３）当社は、対象役員が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定めるいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- （４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- （５）当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株

式について、当該組織再編等効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当株式における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月17日及び2022年5月19日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告44ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 川端秀亨氏及び監査役 森脇健人氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は川端氏については取締役会に、森脇氏については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

氏 名	略 歴
川端 秀亨	2014年6月 当社取締役 現在に至る
森脇 健人	2012年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症が収束に向かうなかで、活動制限が緩和され、景気の持ち直しの動きが見られております。しかし、ウクライナ紛争の長期化等に伴う原材料価格、エネルギー価格などの国内企業物価は、燃料油価格激変緩和補助金等の政策支援もあって、落ち着きを取り戻してきているものの、依然として高い水準で推移しております。

このような状況のなか、建築関連においては、販売部門では需要増加、価格転嫁等の影響で売上が増加しましたが、工事部門は耐火被覆工事の大型工事案件の受注が振るわなかったため、対前年比で売上高は微減となりました。プラント関連では、ここ数年続いていた電力プラント等の大型建設工事案件の受注が一服したこと等から、対前年比で売上高は減少しました。

損益面では、原材料、エネルギー価格が高騰し製造原価を押し上げている状況に対応すべく、顧客等への製品価格の値上げを実施しましたが、工事部門では資材価格高騰前の契約における値上げ対応が難しかったことや販売部門での価格転嫁の遅れがあったこと等から減益を余儀なくされました。当社といたしましては、引き続き、業績改善に向けて価格転嫁等の営業努力に努めてまいります。

その結果、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は123億2千万円（前連結会計年度比87.3%）、営業利益11億4千5百万円（前連結会計年度比61.5%）、経常利益11億4千2百万円（前連結会計年度比60.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億2千3百万円（前連結会計年度比63.2%）となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

（建築関連）

工事部門において、オフィス、データセンター、工場等の耐火被覆工事の受注が比較的堅調に推移したものの、物流関係の大型工事案件の受注が減少したことにより、対前年比で売上高は減少となりました。一方、販売部門においては、住宅向け耐火被覆材、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）用型材、内装仕上材等の需要が回復したこと、価格転嫁が浸透してきたことから売上増につながり、対前年比で売上高は増加しました。

以上の結果、工事及び販売を合わせた建築関連全体の売上高は49億3千7百万円（前連結会

計年度比98.7%)となりました。

(プラント関連)

工事部門において、電力、化学、鉄鋼等向けの定期修繕工事、常駐現場工事の需要が堅調に推移しましたが、想定してはいたものの上述のように電力プラント等の大型建設工事案件が減少し、対前年比で売上高は減少しました。一方、販売部門においては、国内一般顧客のメンテナンス向け製品、海外向け販売が持ち直しの傾向にあったことにより、売上高は前年比で増加となりました。

以上の結果、工事及び販売を合わせたプラント関連全体の売上高は73億8千2百万円（前連結会計年度比81.0%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は4億4千3百万円であります。その主なものは、岐阜地区新倉庫建設工事であります。来期は北勢工場生産管理システム更新等の設備投資を予定しております。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資資金につきましては、自己資金及び金融機関借入により調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 2019年4月1日から 2020年3月31日迄	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日迄	第77期 2021年4月1日から 2022年3月31日迄	第78期 (当連結会計年度) 2022年4月1日から 2023年3月31日迄
売 上 高 (百万円)	14,195	14,301	14,118	12,320
経 常 利 益 (百万円)	2,024	2,220	1,891	1,142
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,464	1,023	1,145	723
1株当たり当期純利益 (円)	189.52	117.76	131.84	83.68
総 資 産 (百万円)	15,776	16,235	16,450	16,323
純 資 産 (百万円)	10,520	11,281	12,080	12,469

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) コーポレートガバナンスへの取り組み

コーポレートガバナンスに関する主な取り組み状況は以下のとおりです。

① ガバナンス改革の実施について

当社では、取締役会の機能強化を主な目的としたガバナンス改革を、当社経営諮問委員会（後述② 2）参照）からの提言に基づき、2021年度下期から実施してまいりました。主な実施事項としては、従来取締役会に決定権限があるものとしていた事項の一部を、新設の経営会議（社長を含む執行役員と、筆頭社外取締役・監査役等から構成）等に権限委譲し、取締役会は個別案件よりも経営の方向性等についての議論の比重を高めていくこと、取締役会の議題や議事資料の役員への提供時期の早期化や資料の簡明化等であります。改革の効果は徐々に現れているものと認識していますが、今後も継続的に改革を行ってまいります。

② 任意の委員会の設置・運営について

当社では、任意の委員会として、以下の2つの会議体を設けております。

- 1) 指名・報酬等検討委員会・・・社外取締役と会長・社長から構成され（社外取締役が過半数）、筆頭社外取締役が委員長を務める取締役会の諮問機関であり、取締役及び監査役の指名、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として運営しております。
- 2) 経営諮問委員会・・・社外取締役と監査役から構成され、大所高所から当社の経営全般に関して取締役会に提案することを目的とした取締役会の諮問機関です（委員長＝筆頭社外取締役）。

③ 取締役会・監査役会等の実効性評価について

当社では、取締役会の運営の改善を目的として、2020年度より試行的に取締役・監査役へのアンケート調査を実施しており、2021年度からはコーポレートガバナンス報告書により評価方法と評価結果の概要を開示しております。このアンケートにおいては、上記①に記載したガバナンス改革の進捗状況確認も併せて行っており、2021・2022年度の調査では、改革の効果は相応に確認できるものの、未だ道半ばであるという評価結果が確認されました。今後も進捗状況をチェックしながら継続的に改革に取り組んでまいります。

また、監査役会等の実効性評価のため、各監査役に対するアンケート調査の結果を基に分

析・評価を実施いたしました。その結果、監査役会等を通じて監査の実効性は確保されているものと評価しております。

(6) 対処すべき課題

1. 市場の拡大、収益の確保

①国内事業の拡大

国内市場につきましては、建設投資を確実に受注につなげられるよう営業力の強化を図るとともに、更なる工事管理強化による採算性の向上を図り、また、新市場の開拓及び新規商品の開発を推進してまいります。

- 1) 建築事業においては、耐火被覆材のシェアアップ、新製品開発、既存製品の性能・機能の向上等を進めていきます。SDG'sを強く意識し、建物（物流施設、オフィス、商業施設、工場、データセンター等）の特徴に応じた提案を推進します。
- 2) プラント事業においては、保温材のシェアアップ、建設案件の営業強化等を行っていきます。SDG'sを強く意識し、新しい需要への対応を推進してまいります。
- 3) 生産事業部においては、エネルギー原単位とエネルギー購入コストの低減策に取り組んでいきます。
- 4) 技術本部においては、将来の収益の一翼を担うことを目指し、カーボンニュートラル・カーボンネガティブを意識した新規商品の開発を推進します。

②海外事業の推進

以下の対策等により海外事業の拡大を図ります。

- 1) ベトナム工場の安定稼働を維持すべく、全力で取り組みます。
- 2) ベトナム工場生産品の販路拡大のため、海外、とりわけ東南アジアにおける営業を、インドネシア駐在員事務所を核とし、各国の販売店と協調しながら一層強化してまいります。
- 3) ベトナム工場については、生産性向上のため、海外需要等の事業環境を見極めながら、段階的に増設を進めてまいります。
- 4) 建築事業においては、市場拡大に向けてアジア地区での各国販売店との連携を推進してまいります。

③建築・プラントに次ぐ第三の事業の創出

環境分野に焦点を当て、景気の波に左右されない強固な事業基盤の構築を目指し、第三の事業を創出してまいります。

2. サステナビリティ経営の推進

マテリアリティ（重要課題）を特定し、将来あるべき目標とマイルストーン（中間目標）を設定し、サステナビリティ経営を推進してまいります。政府方針である2050年におけるカーボンニュートラルの実現に向け、取り組みを進めてまいります。

3. コンプライアンスの徹底

コンプライアンスは経営の根幹をなすものであり、これまで以上に役職員に対するコンプライアンス教育を徹底する他、コンプライアンスを推進するために必要な体制の整備及びその確実な運用を図ってまいります。2022年度においては、コンプライアンス全般、ハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ関連などについて、コンプライアンス委員会事務局より研修ツールを提供し、教育・啓蒙に努めてまいりました。2023年度においては、こうした取り組みに加え、既に設置し運用している内部通報制度・ハラスメント相談窓口制度の運用改善、人権尊重に関する教育の実施等の取り組みを行ってまいります。

反社会的勢力とは関係を一切持たない経営を推進してまいります。

4. ガバナンス体制の強化

コーポレートガバナンス・コードに適切に対応しガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。(詳細は上記(5)に記載のとおりです。)

5. 危機管理への対応

- ・当社を取り巻く様々なリスクを事前に認識し、リスクが顕在化しないよう、適切な対策を実施してまいります。リスク管理委員会を年に2回、取締役会メンバー及び執行役員により開催しており、当社を取り巻く潜在的なリスクの確認やその未然防止策等について審議を行っております。また、役職員に対する教育の実施により、リスクへの意識の涵養に努めております。
- ・地震や台風などの自然災害に伴うリスクに対し、適切に対応してまいります。
- ・感染症が当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応してまいります。
- ・海外展開の推進に伴い増加するリスクに対し、適切に対応してまいります。
- ・取引先を含む人権尊重の徹底に取り組んでまいります。
- ・また、建設アスベスト損害賠償請求等の訴訟につきましては、今後とも弁護士と協議しつつ適切に対応してまいります。

6. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

IoT、AI、RPA等の高度IT技術を活用した生産性の向上に引き続き取り組んでまいります。電子帳簿保存法の施行に対応し、システムの開発・導入を推進します。

7. 人材の確保・教育、健康経営・ダイバーシティの推進

- ・人材を企業の資本とみなす「人的資本経営」の考え方に立ち、人への投資を進めていきます。
- ・企業価値の向上及び社員の成長を目指し、社員の生産性向上、少数精鋭体制の確立のため、社員教育の強化、有能な人材の確保に努めてまいります。
- ・「若者に選ばれる、存在感のある企業」を目指して、人事戦略、人事施策の見直しを行ってまいります。
- ・また、社員にとって働きやすい職場となるよう、働き方改革を推進し、その一環として健康経営の推進に一層努めてまいります。
- ・次世代経営者及び次世代幹部候補者の育成に努めるとともに、女性社員、外国人、中途採用者を含めた多様な人材の育成（ダイバーシティの推進）を進めてまいります。
- ・引き続き、海外生産体制並びに海外営業の強化を進め、さらにグローバル人材の確保のため、語学教育の強化、外国人の登用等を通じ、海外業務に対応できる体制を強化してまいります。
- ・当社の工事分野における総合力の向上のため、協力業者の育成を図ってまいります。

8. 品質・安全維持への対応

労働災害、品質クレームゼロを目指し、日頃からの管理の徹底、発生時の原因追究及び対策実施を徹底してまいります。

上記課題に対処し、これからも社会的責任を果たすため、コンプライアンス体制の強化を図り、事業環境の変化に対応したコーポレートガバナンスの一層の充実を推進し、お取引先様からの信頼の向上を図ってまいります。また、技術力・開発力の強化、収益力の向上を図り、さらに企業価値を高めることにより株主の皆様からご支持を得られるよう全社を挙げ努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主な事業内容
JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	155,093百万VND	100.0%	保温材の製造

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、ゾノトライト系けい酸カルシウムを基材とした各種の超軽量保温断熱材、耐火建材等の製造、販売及び設計・施工、関連資材の販売並びにアスベスト関連のコンサルティング、除去工事等を主たる事業としております。

(9) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

本社	大阪市中央区
・ 管理本部	大阪市中央区
建築事業部	東京都江東区
・ 建築管理部	東京都江東区
・ 建築営業推進部	東京都江東区
・ 関東支社	東京都江東区
・ 関西支社	大阪市中央区
・ 東北営業所	仙台市泉区
・ 中部営業所	名古屋市中区
・ 九州営業所	福岡市博多区
プラント事業部	東京都江東区
・ プラント管理部	東京都江東区
・ プラント営業開発G r	東京都江東区
・ プラント海外営業部	東京都江東区
・ プラント販売部	大阪市中央区
・ 東日本支社	東京都江東区
・ 京浜営業所	川崎市川崎区
・ 鹿島営業所	茨城県神栖市
・ 新潟営業所	新潟県柏崎市
・ 京葉支社	千葉県市原市
・ 千葉営業所	千葉県市原市
・ 西日本支社	大阪市中央区
・ 三重営業所	三重県四日市市
・ 大阪営業所	大阪市中央区
・ 倉敷営業所	岡山県倉敷市

生産事業部	岐阜県瑞穂市
・ 岐阜工場	岐阜県瑞穂市
・ 北勢工場	三重県いなべ市
技術本部	岐阜県瑞穂市
・ 生産技術研究所	岐阜県瑞穂市
・ 商品技術研究所	岐阜県瑞穂市
その他	
・ 商品P R ルーム	岐阜県瑞穂市
・ JIC岐阜物流センター	岐阜県瑞穂市
・ インドネシア駐在員事務所	
インドネシア共和国	ジャカルタ市
子会社	
・ JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	
ベトナム社会主義共和国	アンザン省フータン県

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	56名	5名減
プラント事業	144名	3名増
全社(共通)	154名	1名減
合計	354名	3名減

(注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

2. 全社(共通)は、生産部門 (JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.を除く)、商品研究等部門及び総務、経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
298名	4名減	42.6歳	15.0年

(注) 上記には臨時従業員及び嘱託は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	231
株式会社大垣共立銀行	200
株式会社日本政策投資銀行	159
日本生命保険相互会社	100
株式会社商工組合中央金庫	100

(注) 当事業年度末日の借入金残高を記載しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2022年4月4日より施行された東京証券取引所における市場区分の見直しに関して、当社は従来の市場第二部からスタンダード市場に移行いたしました。

国及び当社を含む建材メーカーを被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟については最高裁判所、東京、札幌の各高等裁判所、東京、大阪、札幌、仙台、さいたま、横浜、福岡の各地方裁判所で係属中であります。当社といたしましては、今後とも裁判の推移に留意するとともに、顧問弁護士と協議しつつ適切に対処してまいります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,707,200株（自己株式 65,915株を含む） |
| (3) 当事業年度末株主数 | 3,387名 |
| (4) 大株主（上位11名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
大阪中小企業投資育成株式会社	872,400株	10.10%
大橋ゆふみ	698,259	8.08
光通信株式会社	532,200	6.16
株式会社日本政策投資銀行	500,000	5.79
大橋健一	475,331	5.50
株式会社三菱UFJ銀行	349,000	4.04
株式会社大垣共立銀行	349,000	4.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	280,300	3.24
三菱UFJキャピタル株式会社	160,600	1.86
大橋睦	160,000	1.85
鈴木可奈子	160,000	1.85

（注）持株比率は、自己株式（65,915株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 橋 健 一	
代表取締役社長	吉 井 智 彦	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長
常 務 取 締 役	三 宅 節 生	管理本部本部長
取 締 役	川 端 秀 享	
取 締 役	中 野 強	技術本部本部長 住友化学株式会社大阪本社所属
取 締 役	小野寺 一 也	建築事業部事業部長
取 締 役	岡 秀 幸	生産事業部事業部長
取 締 役	村 中 俊 哉	大阪大学大学院工学研究科教授兼大阪大学先導的学際研究機構教授兼理化学研究所環境資源科学研究センター 客員主管研究員（独立社外取締役）
取 締 役	上 田 保 治	（独立社外取締役）
取 締 役	内 村 涼 子	日比谷晴海通り法律事務所代表（独立社外取締役）
常 勤 監 査 役	山 下 智 之	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.監査役（独立社外監査役）
監 査 役	森 脇 健 人	森脇健人税理士事務所所長（独立社外監査役）
監 査 役	中 野 英 雄	
監 査 役	武 田 英 彦	公認会計士武田英彦事務所代表兼株式会社キーエンス社外監査役（独立社外監査役）

- (注) 1. 監査役 森脇健人氏は、税理士の資格を有しており、また監査役 武田英彦氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役 内村涼子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏、監査役山下智之氏、森脇健人氏及び武田英彦氏は「社外役員の独立性に関する判断基準」(19ページ参照)に基づく独立社外役員であります。
4. 社外取締役村中俊哉氏の兼職先である大阪大学及び理化学研究所と当社との間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。
5. 社外取締役内村涼子氏の兼職先である日比谷晴海通り法律事務所、社外監査役森脇健人氏の兼職先である森脇健人税理士事務所及び社外監査役武田英彦氏の兼職先である公認会計士武田英彦事務所と当社の間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2022年6月23日開催の第77回定時株主総会において、岡秀幸氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

② 退任

2022年6月23日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、小畑健雄氏、森本勝広氏、金子一郎氏及び原田文代氏は任期満了により取締役を退任いたしました。なお、4氏のうち小畑健雄氏及び金子一郎氏は、2022年6月23日開催の定時取締役会において、新たに執行役員に選任され就任いたしました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び子会社社長であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、会社業績と連動する業績連動型報酬及び退職慰労金により構成され、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬及び退職慰労金を支払うこととする。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の職務執行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である。

当社の取締役の報酬総額については、株主総会で限度額を決定しており、これに基づき、個別の取締役に係る基本報酬の報酬水準は、代表取締役社長が原案を作成した後、指名・報酬等検討委員会（委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成）の答申を経て、毎期の株主総会終了後の取締役会に諮り、取締役会にて決定することとしている。基本報酬額は、各役員等の役位や各役員等が担う役割、責務等に応じて決定することとしている。

b. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の業績連動報酬は、任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬であり、当社の年間の企業活動の成果である「連結税引後当期純利益」を評価指標とし、支給額の決定に当たっては、賞与算定式である「月額報酬×支給月数」のうち、支給月数部分を当期純利益の水準に応じて変動させるものとしている。なお、評価指標については、指名・報酬等検討委員会の答申を踏まえ、取締役会で随時見直しを行うこととしている。

c. 退職慰労金に関する決定方針

退任する取締役に對し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に基づき、退任時の株主総会における決議を経て、取締役会にて個別の支給額を決定している。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、取締役会がこれを決定することとしております。取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するに当たり、事前に指名・報酬等検討委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

監査役の報酬に関する方針は、監査役会にて決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬(基本報酬)及び退職慰労金としており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役会にて個別の報酬額を決定しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	121,473 (10,209)	96,660 (9,279)	13,941 (一)	10,872 (930)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24,783 (20,587)	22,458 (18,585)	— (一)	2,325 (2,002)	4 (3)
合 計	146,256 (30,796)	119,118 (27,864)	13,941 (一)	13,197 (2,932)	17 (6)

- (注) 1. 2006年6月27日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、監査役の報酬限度額を年額36,000千円以内と決議いただいております。なお、本定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）、監査役4名（うち社外監査役3名）です。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2022年6月23日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって取締役4名（うち無報酬1名）が退任したことによるものであります。
3. 業績連動報酬に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、2023年3月期の実績は723百万円であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、当社グループの企業価値並びにモチベーションの向上を図るインセンティブとして、明確な指標となると判断しているからであります。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

④当事業年度において支払った役員退職慰労金

2022年6月23日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 2,380千円

なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額2,083千円が含まれております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 村中俊哉氏、上田保治氏及び内村涼子氏、監査役山下智之氏、森脇健人氏及び武田英彦氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村 中 俊 哉	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回（95％）に出席し、必要に応じ、研究者として工学分野への高い見識を基に発言を行っており、特に新規事業関連や研究開発関連について専門的立場から助言を行うなど、当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のうち4回（100％）に出席し（うち1回は委員長代理として出席）、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	上 田 保 治	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回（95％）に出席し、企業経営の経験を基に専門的見地からの発言を行っており、意思決定の妥当性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・報酬等検討委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回のうち3回（75％）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っている他、経営審議会の取締役委員として取締役会と従業員の間のコミュニケーションにおいて重要な役割を果たしております。
取締役	内 村 涼 子	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100％）に出席し、必要に応じ、法律面に関する高い見識を基に発言を行っており、企業法務に精通した弁護士として、専門的な視点から助言を行うなど当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のうち4回（100％）に出席し客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(社外監査役)

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	山 下 智 之	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、長年に亘る金融業務の経験から発言を行っております。
監査役	森 脇 健 人	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	武 田 英 彦	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社の重要な子会社JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき当社が会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金24,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

V. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当金の決定機関は、期末配当については株主総会であります。なお、当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと決定していきます。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開の備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

自己株式の取得につきましては、経済情勢等を鑑みつつ、効果的かつ機動的に対応していきます。

Ⅵ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制に関する基本方針」は2023年3月31日現在、以下のとおりとなっております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理の確立、法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」の周知徹底を図る。
- ② 取締役及び使用人の責任、権限を明確化し、適正な運用を行う。
- ③ 取締役及び使用人に対し企業倫理・法令等の遵守に関する社内規定の整備、資料の配布等を実施し、啓蒙活動、教育訓練を実施する。
- ④ 取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑤ コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人の法令・定款・社内規定の違反、不正行為の未然防止、違反者の適正な処分、再発防止を徹底する。
- ⑥ 内部監査、社長監査、監査役監査を実施し、業務が適正に実施されることを確実にする。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、適正に運用されているか確認する。
- ⑧ 内部通報制度を有効に活用し不正行為等の早期発見を図る。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）、情報の保存及び管理は社内規定の定めるところによる。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規定に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役は、随時保存された文書・情報を閲覧することができるものとする。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- ① 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険等のリスクを適切に認識、評価し、早期に対処する体制の整備を行う。リスク管理については「リスク管理規定」を

制定し、対応する。

- ② 必要に応じ関連部門で標準の作成、配布、研修を行う。
- ③ 新たに生じたリスクに対応するため、「経営危機管理規定」に基づき、代表取締役社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項について多面的な検討を行うための取締役会を設置する。
- ② 取締役会は原則として月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的な運用を図る。
- ③ 取締役会において年度経営計画、年度予算の策定、見直し及び月次、四半期、半期業績の管理を行う。
- ④ 取締役の職務執行は職務分掌規定、職務権限規定において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして、効率的に行う。
- ⑤ 取締役の職務執行状況について、監査役監査・社長監査等によりその内容を把握し、改善を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ① 親会社と子会社の意思疎通を図るための体制を構築する。
- ② 子会社の業務を主管する親会社の各部署は、子会社の業務が適正に行われているか定期的に報告を求め、業務執行状況を管理する。
- ③ 職務権限規定により子会社の役職員の権限を明確にし、当社の承認が必要となる事項を定め、稟議申請等により意思決定を行う。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人から業務執行状況について定期的に報告を求め、リスクを認識、評価し、早期に対処する。
- ② 当社監査役による監査、監査法人による監査を実施し、子会社の業務執行状況及び経営内容の問題点について把握する。

ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の規則の制定、改廃、運用を適切に行うとともに、周知徹底を図るための教育を実施する。
- ② 主管部署が必要に応じて業務執行方法等の研修を実施し、子会社の取締役及び使用人の能力向上に努める。

二 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社が制定している「企業行動規範・企業行動基準」について、子会社においても周知徹底を図る。
- ② 子会社の取締役及び使用人に対し、企業倫理、法令等の遵守を確保するための教育・指導を実施する。
- ③ 親会社による子会社に対する監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の業務執行が適正に行われているか確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを必要としたときは、当該使用人を置くものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人が監査役の職務を補助するに際しては、当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとする。
- ③ 当該補助使用人の任命・評価・異動等については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(7) 取締役及び使用人から監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報を速やかに監査役に報告する体制を整備する。
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社に重大な損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(8) 通報者及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。また、監査役に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対

して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどの所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、経営に影響を及ぼす重要事項について、その都度監査役に報告する体制を整備する。
- ② 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定過程及び業務執行の状況を把握するために重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、子会社管理責任者とも相互に情報を共有又は意見交換し緊密な連携を図る。
- ④ 使用人等は監査役の監査に際して、業務の実施状況を報告し、職務に係る資料を開示する。

なお、当社は2022年4月1日付で「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、運用しております。その骨子は以下のとおりです。

- 第1章 財務報告に係る内部統制の基本方針
- 第2章 財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の方針
- 第3章 不備への対応
- 第4章 再評価等の追加手続
- 第5章 内部統制報告書
- 第6章 内部統制の記録の保存の範囲・方法・期間等

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 法令及び定款等に適合することを確保する体制について

企業倫理確立・法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」について、全ての役職員に周知徹底するため、最低年1回の講習を義務付けるとともに、2015年10月より外部委員を含めたコンプライアンス委員会を設置し、違反・不正行為の未然防止、再発防止の徹底を図っております。また、内部監査、社長監査、監査役監査を実施し業務が適正に行われているかの確認を実施しております。内部通報制度については、制度の実効性を確保するため、必要な見直しを実施しております。ハラスメント相談窓口を設置し、運用を行っております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、当社を取り巻く様々なステークホルダーが反社会的勢力でないことの確認を適時適切に行う社内体制を整備しております。

財務報告に係る内部統制体制については、2022年4月1日付で社内規定として「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定するとともに、社内における実施体制を構築しました。

(2) リスク管理体制について

地震等の自然災害については、毎年防災月間を設け、防災体制の見直し、防災訓練の実施、事業継続計画の見直し等を行っております。また、経営に影響を及ぼすおそれのある様々なリスクを事前に認識、把握し、適切な対策を行うため、2017年11月に「リスク管理基本規定」を制定し、またその運用機関としてリスク管理委員会を設置し運用を行っています。海外事業の展開に伴い想定されるリスクについても、様々な会議において適正に認識、評価し、適切に対応するよう、努めております。コロナ感染症に関しては、当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応しています。

(3) 取締役の職務執行が適正に行われることを確保するための体制について

2021年度において、経営上の意思決定をより効率的且つ有効に行うために、取締役会をはじめとした会議体の機能の見直しなどのガバナンス改革を実施しており、その後、随時そのフォローアップを行っています。また、「取締役会の実効性評価に関するアンケート調査」を行い、取締役・監査役からの意見を吸収してこれを運用の改善につなげております。

(4) 子会社の業務の適正を確保するための体制について

2016年12月に「子会社管理規定」を制定し、これに基づき、子会社の業務を主管する親会社の各部署は、業務が適正に行われるよう指導を実施し、業務執行状況を管理しています。また、子会社の意思決定については、親会社に対し稟議申請を行う等、常に親会社に対し報告・連絡・相談を実施する体制を取っている他、当該子会社の運営を所管する担当役員を任命し、迅速且つ適切な意思決定が行われるよう、図っております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われる体制について

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の業務執行状況を把握し、監査役としての意見表明を行っており、また、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生、重大な内部通報等は速やかに監査役へ報告が行われる体制を取っております。また、「監査役会等の実効性評価に関するアンケート調査」を行い、監査役からの意見を吸収してこれを運用の改善につなげております。

~~~~~

本事業報告に記載する金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率等は表示単位未満を四捨五入しております。



# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>10,234,079</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,701,214</b>  |
| 現金及び預金           | 4,368,707         | 支払手形及び買掛金              | 900,677           |
| 受取手形             | 295,732           | 工事未払金                  | 488,520           |
| 電子記録債権           | 700,401           | 契約負債                   | 216,044           |
| 売掛金              | 1,015,796         | 短期借入金                  | 50,000            |
| 完成工事未収入金         | 2,049,424         | 1年内返済予定の長期借入金          | 507,048           |
| 契約資産             | 697,789           | 未払法人税等                 | 40,996            |
| 商品及び製品           | 572,944           | 賞与引当金                  | 189,035           |
| 仕掛品              | 308,359           | 完成工事補償引当金              | 5,585             |
| 原材料及び貯蔵品         | 140,146           | 工事損失引当金                | 6,029             |
| その他              | 84,776            | 設備関係支払手形               | 39,740            |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>6,089,716</b>  | その他                    | 257,536           |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>5,359,206</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,152,583</b>  |
| 建物及び構築物(純額)      | 1,363,478         | 長期借入金                  | 380,890           |
| 機械装置及び運搬具(純額)    | 1,216,866         | 役員退職慰労引当金              | 187,152           |
| 土地               | 2,721,445         | 健康被害補償引当金              | 146,500           |
| その他(純額)          | 57,416            | 再評価に係る繰延税金負債           | 423,143           |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>70,442</b>     | その他                    | 14,897            |
| ソフトウェア           | 49,258            |                        |                   |
| その他              | 21,184            |                        |                   |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>660,067</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,853,797</b>  |
| 投資有価証券           | 471,220           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| 繰延税金資産           | 67,139            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>11,605,915</b> |
| その他              | 173,571           | 資本                     | 1,200,247         |
| 貸倒引当金            | △51,863           | 資本剰余金                  | 942,331           |
|                  |                   | 利益剰余金                  | 9,513,682         |
|                  |                   | 自己株                    | △50,346           |
|                  |                   | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>864,082</b>    |
|                  |                   | 土地再評価差額金               | 789,081           |
|                  |                   | その他有価証券評価差額金           | 115,061           |
|                  |                   | 為替換算調整勘定               | △40,060           |
|                  |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>12,469,998</b> |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>16,323,796</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>16,323,796</b> |



# 連結損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             |         | 金 額 |            |
|-----------------|---------|-----|------------|
| 売上高             |         |     | 12,320,101 |
| 売上原価            |         |     | 9,112,332  |
| 売上総利益           |         |     | 3,207,768  |
| 販売費及び一般管理費      |         |     | 2,062,319  |
| 営業利益            |         |     | 1,145,449  |
| 営業外収益           |         |     |            |
| 受取利息及び配当金       | 14,367  |     |            |
| 為替差益            | 21,241  |     |            |
| 健康被害補償引当金戻入額    | 21,485  |     |            |
| その他             | 7,130   |     |            |
|                 | 12,096  |     | 76,321     |
| 営業外費用           |         |     |            |
| 健康被害補償引当金繰入額    | 60,000  |     |            |
| 支払利息            | 5,898   |     |            |
| 固定資産除却損         | 3,579   |     |            |
| その他             | 4,167   |     |            |
|                 | 5,600   |     | 79,245     |
| 経常利益            |         |     | 1,142,525  |
| 特別利益            |         |     |            |
| 投資有価証券売却益       | 3,286   |     | 3,286      |
| 特別損失            |         |     |            |
| 減投資有価証券売却損      | 66,431  |     |            |
|                 | 446     |     | 66,877     |
| 税金等調整前当期純利益     |         |     | 1,078,934  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 323,600 |     |            |
| 法人税等調整額         | 31,750  |     | 355,350    |
| 当期純利益           |         |     | 723,583    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         |     | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         |     | 723,583    |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |         |           |         |            |
|--------------------------|-----------|---------|-----------|---------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                | 1,200,247 | 938,887 | 9,111,621 | △2,520  | 11,248,235 |
| 当 期 変 動 額                |           |         |           |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |         | △321,522  |         | △321,522   |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純利益 |           |         | 723,583   |         | 723,583    |
| 自 己 株 式 の 取 得            |           |         |           | △72,000 | △72,000    |
| 自 己 株 式 の 処 分            |           | 3,444   |           | 24,174  | 27,618     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |           |         |           |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            |           | 3,444   | 402,061   | △47,826 | 357,680    |
| 当 期 末 残 高                | 1,200,247 | 942,331 | 9,513,682 | △50,346 | 11,605,915 |

|                          | その他の包括利益累計額    |                           |                      |                             | 純資産合計      |
|--------------------------|----------------|---------------------------|----------------------|-----------------------------|------------|
|                          | 土地再評価<br>差 額 金 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高                | 789,081        | 91,979                    | △48,458              | 832,603                     | 12,080,839 |
| 当 期 変 動 額                |                |                           |                      |                             |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |                |                           |                      |                             | △321,522   |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純利益 |                |                           |                      |                             | 723,583    |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                |                           |                      |                             | △72,000    |
| 自 己 株 式 の 処 分            |                |                           |                      |                             | 27,618     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |                | 23,081                    | 8,397                | 31,479                      | 31,479     |
| 当 期 変 動 額 合 計            |                | 23,081                    | 8,397                | 31,479                      | 389,159    |
| 当 期 末 残 高                | 789,081        | 115,061                   | △40,060              | 864,082                     | 12,469,998 |

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

J I C V I E T N A M O N E M E M B E R C O . , L T D .

#### 2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

J I C V I E T N A M O N E M E M B E R C O . , L T D . の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

国内会社は定率法、海外連結子会社は全て定額法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（4～6年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト（石綿）健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

① 建築関連

建築関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

耐火被覆材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き

渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

## ② プラント関連

プラント関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

けい酸カルシウム保温材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

## (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## (6) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金利息

- ③ ヘッジ方針 社内管理規定に基づき、金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント   |           |            |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|
|                       | 建築関連      | プラント関連    | 計          |
| 一時点で移転される財及びサービス      | 2,317,217 | 1,765,348 | 4,082,566  |
| 一定の期間にわたり移転される財及びサービス | 2,620,719 | 5,616,815 | 8,237,534  |
| 顧客との契約から生じる収益         | 4,937,936 | 7,382,164 | 12,320,101 |
| その他の収益                | —         | —         | —          |
| 外部顧客への売上高             | 4,937,936 | 7,382,164 | 12,320,101 |

#### 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 4,979,046 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 4,061,355 |
| 契約資産（期首残高）          | 1,265,936 |
| 契約資産（期末残高）          | 697,789   |
| 契約負債（期首残高）          | 174,392   |
| 契約負債（期末残高）          | 216,044   |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

- ① 当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額 3,424,158千円
- ② 残存の履行義務について収益が見込まれる期間は、以下のとおりです。
  - 1年以内 3,081,117千円
  - 1年超2年以内 223,101千円
  - 2年超 119,939千円

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約に係る収益認識

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 4,815,733千円  
(注) 上記金額は原価回収基準により認識した収益を除いております。
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づく収益を計上しております。なお、進捗度の見積りの方法は、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合(インプット法)で算定しております。



工事原価総額等の見積りは、工事の完成引渡しまでに必要となるすべての工事内容に関する原価を見積って算定しており、工事着手後に工事内容の変更が生じた場合は、適時・適切に再見積りを行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した工事原価及び工事収益総額が見積りと異なった場合や、異なる結果になると見込まれた場合は、翌連結会計年度の完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,421,432千円

(2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 33,404千円

#### (3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、2002年3月31日現在で保有する全ての事業用土地について「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号及び第4号の規定により再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△1,195,534千円であります。

#### (4) 偶発債務

当社は、過去の建設現場においてアスベストに曝露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟(建設アスベスト損害賠償請求訴訟: 国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟)を提起されております。当該訴訟は、各地方裁判所、各高等裁判所及び最高裁判所にて行われております。なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式 8,707,200株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------------|------------|------------|
| 2022年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 321,522        | 37                    | 2022年3月31日 | 2022年6月24日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議                  | 株式の<br>種 類 | 配当の<br>原 資 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|------------|------------|---------------------|-----------------------|------------|------------|
| 2023年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 利 益<br>剰余金 | 319,727             | 37                    | 2023年3月31日 | 2023年6月26日 |

## (金融商品に関する注記)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体（取引先企業）の財政状況を把握し、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金並びに設備支払手形は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は運転資金と設備投資に係る調達であります。一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効

性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額12,592千円)は、「①投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等及び設備関係支払手形は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額  |
|-----------------|----------------|---------|------|
| ①投資有価証券         |                |         |      |
| その他有価証券         | 458,628        | 458,628 | —    |
| 資 産 計           | 458,628        | 458,628 | —    |
| ②長期借入金          | 887,938        | 887,387 | △550 |
| (一年内返済予定のものを含む) |                |         |      |
| 負 債 計           | 887,938        | 887,387 | △550 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分     | 時価      |       |       |         |
|--------|---------|-------|-------|---------|
|        | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3 | 合計      |
| 投資有価証券 | 458,628 | —     | —     | 458,628 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価    |         |       |         |
|-------|-------|---------|-------|---------|
|       | レベル 1 | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 長期借入金 | —     | 887,387 | —     | 887,387 |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。そのため、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価については、取引先金融機関から提示された価格等によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,443円07銭

(2) 1株当たり当期純利益 83円68銭

## (重要な後発事象に関する注記)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年4月19日開催の取締役会で、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、及び、本制度に関連する議案を2023年6月23日に開催予定の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

### 1. 本制度の導入目的等

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象役員」といいます。）に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的とするものです。

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第61回定時株主総会において年額240,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

当社は、本制度に基づき、対象役員に対して、原則として毎年、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象役員から当該金銭報酬債権の全部の現物出資を受けることで、当社の普通株式の発行または処分をいたします。

本制度に基づき、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠の範囲内で、年額20百万円以内とし、本制度により発行または処分され

る普通株式の総数は、年20,000株以内とします。但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他株式数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合には、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。また、各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- （1）対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- （2）一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること

### 3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

### （その他の注記）

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,098,847</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,690,009</b>  |
| 現金及び預金                 | 4,256,435         | 支払手形                   | 629,156           |
| 受取手形                   | 295,732           | 買掛金                    | 274,711           |
| 電子記録債権                 | 700,401           | 工事未払金                  | 488,520           |
| 売掛金                    | 1,014,560         | 短期借入金                  | 50,000            |
| 完成工事未収入金               | 2,049,424         | 1年内返済予定の長期借入金          | 479,548           |
| 商品及び製品                 | 519,479           | 未払金                    | 117,299           |
| 契約資産                   | 697,789           | 未払法人税等                 | 40,996            |
| 原材料                    | 93,344            | 未払費用                   | 115,156           |
| 仕掛品                    | 307,547           | 契約負債                   | 216,044           |
| 貯蔵品                    | 40,747            | 賞与引当金                  | 187,000           |
| 前払費用                   | 14,432            | 完成工事補償引当金              | 5,585             |
| その他                    | 108,952           | 工事損失引当金                | 6,029             |
|                        |                   | 設備支払手形                 | 39,740            |
|                        |                   | 設備未払金                  | 22,829            |
|                        |                   | その他の                   | 17,393            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,194,666</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,083,355</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,359,206</b>  | 長期借入金                  | 312,140           |
| 建築物                    | 1,261,223         | 預り保証金                  | 12,851            |
| 構築物                    | 102,255           | 役員退職慰労引当金              | 187,152           |
| 機械及び装置                 | 1,213,900         | 健康被害補償引当金              | 146,500           |
| 車輛及び運搬具                | 2,966             | 再評価に係る繰延税金負債           | 423,143           |
| 工具器具及び備品               | 53,674            | その他                    | 1,568             |
| 土地                     | 2,721,445         |                        |                   |
| リース資産                  | 2,376             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,773,365</b>  |
| 建設仮勘定                  | 1,366             | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>70,442</b>     | <b>株 主 資 本</b>         | <b>11,616,006</b> |
| 借地権                    | 5,308             | <b>資 本 金</b>           | <b>1,200,247</b>  |
| 電話加入権                  | 15,491            | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>942,331</b>    |
| ソフトウェア                 | 49,258            | 資本準備金                  | 938,887           |
| 水道施設利用権                | 384               | その他資本剰余金               | 3,444             |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>765,017</b>    | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>9,523,773</b>  |
| 投資有価証券                 | 471,220           | 利益準備金                  | 95,300            |
| 長期前払費用                 | 16,787            | その他利益剰余金               | 9,428,473         |
| 関係会社出資金                | 110,762           | 別途積立金                  | 1,000,000         |
| 保険積立金                  | 27,660            | 繰越利益剰余金                | 8,428,473         |
| 差入保証金                  | 123,093           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△50,346</b>    |
| 繰延税金資産                 | 67,139            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>904,143</b>    |
| その他                    | 217               | 土地再評価差額金               | 789,081           |
| 貸倒引当金                  | △51,863           | その他有価証券評価差額金           | 115,061           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>12,520,149</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>16,293,514</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>16,293,514</b> |

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)  
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

| 科 目                                        |                                            |                                            |                                            |                                            |                                            | 金 額                               |            |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 高 事 高                                      | 上 上 高                                      | 工 売 高                                      | 成 品 上                                      | 完 製 商 売                                    | 売                                          | 8,237,534<br>3,707,118<br>381,138 | 12,325,792 |
| 価 原 価                                      | 上 上 原                                      | 売 上 上                                      | 品 品 上                                      | 商 製 完                                      | 上 売                                        | 6,456,491<br>2,397,685<br>267,619 |            |
| 利 益                                        | 総 利                                        | 一 般 管 理 費                                  | 上 業                                        | 及 び                                        | 販 売 費                                      |                                   | 3,203,996  |
| 配 当 金 入 額 他                                | 収 引 当 金 戻 入                                | 及 び 収 引 当 金 戻 入                            | 外 業                                        | 業 外 業                                      | 業 外 業                                      |                                   | 2,062,319  |
| 受 取 利 息 貸 補 償 の 費 用 利 費 除 却 利 益            | 受 取 利 息 貸 補 償 の 費 用 利 費 除 却 利 益            | 受 取 利 息 貸 補 償 の 費 用 利 費 除 却 利 益            | 受 取 利 息 貸 補 償 の 費 用 利 費 除 却 利 益            | 受 取 利 息 貸 補 償 の 費 用 利 費 除 却 利 益            | 受 取 利 息 貸 補 償 の 費 用 利 費 除 却 利 益            |                                   | 1,141,676  |
| 60,000<br>5,200<br>3,579<br>4,167<br>5,424 | 60,000<br>5,200<br>3,579<br>4,167<br>5,424 | 60,000<br>5,200<br>3,579<br>4,167<br>5,424 | 60,000<br>5,200<br>3,579<br>4,167<br>5,424 | 60,000<br>5,200<br>3,579<br>4,167<br>5,424 | 60,000<br>5,200<br>3,579<br>4,167<br>5,424 |                                   | 59,709     |
| 1,123,013                                  | 1,123,013                                  | 1,123,013                                  | 1,123,013                                  | 1,123,013                                  | 1,123,013                                  |                                   | 78,372     |
| 3,286                                      | 3,286                                      | 3,286                                      | 3,286                                      | 3,286                                      | 3,286                                      |                                   | 1,123,013  |
| 33,547<br>446                              | 33,547<br>446                              | 33,547<br>446                              | 33,547<br>446                              | 33,547<br>446                              | 33,547<br>446                              |                                   | 3,286      |
| 323,600<br>31,750                          | 323,600<br>31,750                          | 323,600<br>31,750                          | 323,600<br>31,750                          | 323,600<br>31,750                          | 323,600<br>31,750                          |                                   | 33,993     |
| 736,956                                    | 736,956                                    | 736,956                                    | 736,956                                    | 736,956                                    | 736,956                                    | 1,092,306                         |            |
| 355,350                                    | 355,350                                    | 355,350                                    | 355,350                                    | 355,350                                    | 355,350                                    | 736,956                           |            |



# 株主資本等変動計算書

(自 2022年 4 月 1 日)  
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |         |          |         |        |           |           |           |
|---------------------------------|-----------|---------|----------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|
|                                 | 資本金       | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金  |           |           |           |
|                                 |           | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |
|                                 |           |         |          |         |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   |           |
| 当事業年度期首残高                       | 1,200,247 | 938,887 | －        | 938,887 | 95,300 | 1,000,000 | 8,013,039 | 9,108,339 |
| 事業年度中の変動額                       |           |         |          |         |        |           |           |           |
| 剰余金の配当                          |           |         |          |         |        |           | △321,522  | △321,522  |
| 当期純利益                           |           |         |          |         |        |           | 736,956   | 736,956   |
| 自己株式の取得                         |           |         |          |         |        |           |           |           |
| 自己株式の処分                         |           |         | 3,444    | 3,444   |        |           |           |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |           |         |          |         |        |           |           |           |
| 事業年度中の変動額合計                     |           |         | 3,444    | 3,444   |        |           | 415,434   | 415,434   |
| 当事業年度期末残高                       | 1,200,247 | 938,887 | 3,444    | 942,331 | 95,300 | 1,000,000 | 8,428,473 | 9,523,773 |

|                                 | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                      |                | 純資産合計      |
|---------------------------------|---------|------------|-----------------|----------------------|----------------|------------|
|                                 | 自己株式    | 株主資本合計     | 土地再評価<br>差額金    | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当事業年度期首残高                       | △2,520  | 11,244,953 | 789,081         | 91,979               | 881,061        | 12,126,015 |
| 事業年度中の変動額                       |         |            |                 |                      |                |            |
| 剰余金の配当                          |         | △321,522   |                 |                      |                | △321,522   |
| 当期純利益                           |         | 736,956    |                 |                      |                | 736,956    |
| 自己株式の取得                         | △72,000 | △72,000    |                 |                      |                | △72,000    |
| 自己株式の処分                         | 24,174  | 27,618     |                 |                      |                | 27,618     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |            |                 | 23,081               | 23,081         | 23,081     |
| 事業年度中の変動額合計                     | △47,826 | 371,052    |                 | 23,081               | 23,081         | 394,134    |
| 当事業年度期末残高                       | △50,346 | 11,616,006 | 789,081         | 115,061              | 904,143        | 12,520,149 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

(イ) 関係会社出資金

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 2年～45年

構築物 4年～50年

機械及び装置 3年～19年

車両及び運搬具 2年～ 6年

工具器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

##### ① 建築関連

建築関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

耐火被覆材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

##### ② プラント関連

プラント関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

けい酸カルシウム保温材等の販売では、顧客からの注文に基づく製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

社内管理規定に基づき、金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

## 2. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 工事契約に係る収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益

4,815,733千円

(注) 上記金額は原価回収基準により認識した収益を除いております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額               | 10,350,540千円 |
| (2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額   | 33,404千円     |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務<br>短期金銭債務 | 9,621千円      |
| (4) 債権流動化に伴う買戻限度額                | 82,500千円     |
| (5) 偶発債務                         |              |

当社は、過去の建設現場においてアスベストに曝露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟：国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟）を提起されております。当該訴訟は、各地方裁判所、各高等裁判所及び最高裁判所にて行われております。なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

#### 5. 損益計算書に関する注記

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高               |           |
| 営業取引による取引高                  |           |
| 売上原価                        | 152,717千円 |
| 販売費及び一般管理費                  | 6,887千円   |
| 営業取引以外の取引による取引高             |           |
| 営業外収益                       | 443千円     |
| (2) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | 1,206千円   |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                |      |         |
|----------------|------|---------|
| 当事業年度末における自己株式 | 普通株式 | 65,915株 |
|----------------|------|---------|

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|             |            |
|-------------|------------|
| 未払事業税       | 6,937千円    |
| 賞与引当金       | 57,259千円   |
| 未払法定福利費     | 9,002千円    |
| 過剰在庫評価損     | 16,811千円   |
| 減損損失（建設仮勘定） | 11,066千円   |
| 健康被害補償引当金   | 44,858千円   |
| 貸倒引当金       | 15,880千円   |
| 減損損失（土地）    | 24,880千円   |
| 役員退職慰労引当金   | 57,305千円   |
| 関係会社出資金評価損  | 206,770千円  |
| 保険積立金評価損    | 10,130千円   |
| 投資有価証券評価損   | 9,141千円    |
| その他         | 21,052千円   |
| 繰延税金資産小計    | 491,096千円  |
| 評価性引当額      | △373,176千円 |
| 繰延税金資産合計    | 117,919千円  |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △50,780千円 |
| 繰延税金負債合計     | △50,780千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 67,139千円  |

(再評価に係る繰延税金資産)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 土地再評価差額金       | 52,278千円  |
| 評価性引当額         | △52,278千円 |
| 再評価に係る繰延税金資産合計 | －千円       |

(再評価に係る繰延税金負債)

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 土地再評価差額金        | △423,143千円 |
| 再評価に係る繰延税金負債合計  | △423,143千円 |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | △423,143千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

- ① 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- ② 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                                | 所在地  | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容                      | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------------|------|------------------|--------------------------------|----------------------------|---------------|--------------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | JIC VIETNAM<br>ONE MEMBER<br>CO.,LTD. | ベトナム | 155,093<br>百万VND | けい酸カル<br>シウム系工<br>業用保温材<br>の製造 | 直接<br>100%                 | 債務保証等         | 債務保証等<br>(注)       | 82,500       | －  | －            |
|     |                                       |      |                  |                                |                            |               | 保証料等の<br>受入<br>(注) | 443          | －  | －            |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.の買戻保証（82,500千円、期間2年）につき、買戻保証を行ったものであり、年率0.4%の保証料を受領しております。

- ③ 兄弟会社等  
該当事項はありません。
- ④ 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,448円88銭
- (2) 1株当たり当期純利益 85円23銭



## 10. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に記載しているため、注記を省略しております。

## 11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

日本インシュレーション株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹 下 晋 平 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福 島 康 生 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インシュレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「おける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程においてその他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

日本インシュレーション株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹 下 晋 平 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福 島 康 生 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席（WEB会議方式を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、リモート方式により現地の状況を確認しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

日本インシュレーション株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山下 智之 印

社 外 監 査 役 森脇 健人 印

監 査 役 中野 英雄 印

社 外 監 査 役 武田 英彦 印



## 第78回 定時株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中心区南船場 4 丁目 2 - 4  
日本生命御堂筋ビル12階  
ハートンホール日本生命御堂筋ビル「コスモス」

交 通 地下鉄 御堂筋線  
「心斎橋」駅下車 3 番出口徒歩約 2 分

